

# 新型コロナウイルス感染症を防止するための院内労働環境整備

(職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストより 一部改変)

2021年1月22日

東京歯科保険医協会 院内感染防止対策委員会

## 1 感染予防のための体制

- 院内の感染防止対策や、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者・従業員の対応などについて事前に制定し、従業員全員に周知を行う。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) を周知し、インストールを従業員に勧奨する。

## 2 感染防止のための基本的な対策

(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空けるようにする。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避けるようにする。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を徹底することを求める。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求める (手指消毒薬の使用も可)。

(2) 三つの密の回避等の徹底

- 三つの密 (密集、密接、密閉) を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求める。

(3) 日常的な健康状態の確認

- 出勤前に体温を確認報告するよう全員に周知する。
- 出勤時等に、全員の日々の体調 (発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等) を確認する。
- 体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認する。

(4) 一般的な健康確保措置

- 長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮する。
- 十分な栄養摂取と睡眠の確保について従業員全員に周知し、意識するよう求める。

## 3 感染防止のための具体的な対策

(1) 基本的な対策

- ①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようする。

## (2) 換気の悪い密閉空間の改善

- 職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされていることを確認する（ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましい）。
- 職場の建物の窓が開く場合、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行う（HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む）。

## (3) 多くの人が密集する場所の改善

- 業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努める。
- 電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図る。
- 人と人が近距離で対面することが避けられない受付等は、従業員にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するように努める。
- 職場外（バスの移動等）でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めるように勧奨する。

## (4) 接触感染の防止について

- 物品・機器等（例：電話、パソコン等）については、複数人での共用をできる限り回避する。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底する。
- 事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール（容量%で60%以上）や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施する。  
※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されない。

## (5) 近距離での会話や発声の抑制

- 職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するように勧奨する。

## (6) 共用トイレの清掃等について

- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。（便器内は通常の清掃でよい）
- 共用のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。

## (7) 休憩スペース等の利用について

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにする。
- 休憩スペースは常時換気することに努める。
- 休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、等）は、定期的に消毒を行う。
- 休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒を行う。
- その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討する。

#### (8) ゴミの廃棄について

- 鼻水、唾液などが付いたゴミ（飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む）は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄する。
- ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする。

#### 4 配慮が必要な労働者への対応等

- 風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を勧奨する。
- 高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ従業員、及び妊娠している従業員に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮を行う。
- 特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）の措置を行う。

#### 5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者等が出た場合等の対応

##### (1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化

- 新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知する。

##### (2) 陽性者等が出た場合の対応

- 新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに職場等に電話、メール等により連絡することを全員に周知徹底する。
- 新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに職場に電話、メール等により連絡することを全員に周知徹底する。
- 新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける担当者を決め、全員に周知する。また、こうした情報を取り扱う担当者の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知する。
- 新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか ルール化し、全員に周知する。
- 院内の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行う。

以上